

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年7月28日

南三陸町監査委員 横山 孝明
南三陸町監査委員 及川 幸子

(別紙)

1 はじめに

本監査は、南三陸町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理に
関し、南三陸町監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠し、実施したものである。

2 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 横山 孝明
南三陸町監査委員 及川 幸子

3 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

4 監査の対象とした事項

学校給食共同調理場、高校寮における施設管理、備品管理の状況

5 監査の着眼点

施設管理、備品管理は、適正に行われているか。

6 監査の実施内容

(1) 監査の期日及び対象施設

執行期日	対象施設	説明者	備考
令和7年7月8日	南三陸町学校給食センター	所長、主幹兼主任	
令和7年7月10日	南三陸高等学校寮 (旭桜寮)	課長、課長補佐、係長	

(2) 監査の方法

監査委員監査

- ア 所長及び課長等から施設経営状況について聴取した。
- イ 所管課職員から施設整備状況について聴取した。
- ウ 施設管理、備品管理の状況等について、施設内を巡回して確認した。

7 監査の結果

監査対象とした学校給食共同調理場、高校寮における施設管理、備品管理について、おおむね適正になされているものと認められた。

8 結び

今回の監査は、各対象施設が、町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に務めているかどうかを主眼として実施した。

審査結果に記載したとおり、おおむね適正な施設及び事業管理並びに備品管理が実施されていることが認められた。

これからも、施設及び事業管理の重要性や備品管理の必要性を認識し、なお一層業務遂行の意識高揚に努めることを望み結びとする。